

# 過労死等の防止のための対策 (厚生労働省における取組状況等)

## 1 調査研究等

- (1) 過労死等事案の分析等
- (2) 労働・社会分野の調査・分析

## 3 相談体制の整備等

- (1) 労働条件に関する相談窓口の設置
- (2) メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置
- (3) 産業医等相談に応じる者に対する研修等

## 4 民間団体の活動に対する支援

- (1) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

## 2 啓発

- (1) 国民に向けた周知・啓発
- (2) 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発
- (3) 長時間労働の削減のための周知・啓発
- (4) 過重労働による健康障害防止に関する周知・啓発
- (5) 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進
- (6) メンタルヘルスケアに関する周知・啓発
- (7) 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発
- (8) 商慣行等も踏まえた取組

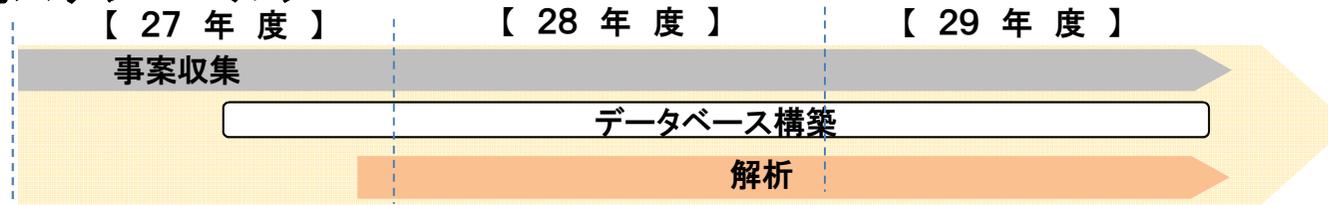
# 1 調査研究等

## (1) 過労死等事案の分析等

### <研究概要>

過労死等防止対策大綱に基づき、過労死等の実態解明を目的として、平成22年から26年までに労働基準監督署が作成した労災認定事案に係る復命書等を収集し、過労死等事案の分析を行う。  
(労災疾病臨床研究:H27-29 労働安全衛生総合研究所・過労死等調査研究センター)

### <研究スケジュール>



### <平成27年度の主な実施事項>



・平成22年から26年までの5年間に決定された労災認定事案に係る復命書約3,500件を収集

数量的分析のための  
・数値データ(労働時間等)  
・カテゴリーデータ(健診の有無等)に加え、  
復命書に記載された調査内容等をテキストデータで全て入力する  
(光学式文字読み取り装置(OCR))による読み込み作業、  
手入力作業)

原票との照合による入力データの検証・修正作業を行うことにより、  
キーワードによる詳細な分析も可能な、精度の高いデータベースを構築する

解析で着目する主な項目\*(予定)

\*業種、職種、性別、年齢、疾患、  
時間外労働時間、勤務形態、裁量労働制等労働時間制度の状況、既往歴、健診や過重労働面接指導の実施状況、労働時間以外の業務の過重性、業務上の出来事等

## (2) 労働・社会分野の調査・分析

### 検討委員会の設置・運営

#### (メンバー)

- ・ 学識経験者5名  
(協議会委員2名を含む。)

#### (検討事項)

- ・ 既存の統計の分析方法等の検討、結果の分析
- ・ アンケート調査項目の検討、調査結果の分析

### ○既存の統計資料の分析、再集計等

- ・ 既存統計(労働力調査、社会生活基本調査等)の収集、分析
- ・ 既存統計では得ることのできないデータについてアンケート調査項目への追加を検討
- ・ 分析等の結果について検討

平成27年度事業委託先 みずほ情報総研(株)

### ○アンケート調査の実施

#### (対象)

- 企業調査(郵送調査):約1万社
- 労働者調査(web調査):約2万人

#### (調査項目) ← 検討委員会において検討

#### (企業調査)

- ・ 36協定の締結状況、労働時間等の状況
- ・ 休暇制度、休暇の取得状況
- ・ 労働時間以外の要因
- ・ 過重労働防止のための取組状況
- ・ 脳・心臓疾患、精神疾患による休職の状況等

#### (労働者調査)

- ・ 労働時間の制度、労働時間等の状況
- ・ 休暇の取得状況
- ・ 勤務先における過重労働・メンタルヘルス対策の取組状況
- ・ 労働時間以外の要因によるストレスの状況
- ・ 生活時間の状況
- ・ 過重労働、ストレスの状況等

## 2 啓発

### (1) 国民に向けた周知・啓発(その1)

- 1 ポスターの掲示
- 2 パンフレット等の配布
- 3 新聞広告の掲載
- 4 WEB広告の掲載
- 5 その他（厚労省ホームページでの周知等）

#### 1 ポスターの掲示

- 作成数：11,650枚
- 行政機関における掲示：
  - ・ 都道府県労働局、労働基準監督署
  - ・ 都道府県、市、町、村 等
- 関係団体への送付
  - ・ 事業主団体、労働者団体
  - ・ 過労死等防止のための活動を行う民間団体
- 全国の主要駅等における掲示：
  - ・ 全国の鉄道主要駅、バスターミナル、フェリーターミナル等 計713ヶ所において掲示
  - ・ 11月～3月まで各月1期（7日～1か月）



# (1) 国民に向けた周知・啓発(その2)

## 2 パンフレット等の配布

- 作成物と作成数：
  - パンフレット 186,000部
  - リーフレット 709,500枚
- 行政機関における配布：
  - 都道府県労働局、
  - 労働基準監督署、
  - 都道府県、
  - 市、町、村
  - 保健所、
  - 精神保健福祉センター
- 関係団体への送付：
  - 事業主団体、
  - 労働者団体、
  - 過労死等防止のための
  - 活動を行う民間団体



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



# (1) 国民に向けた周知・啓発(その3)

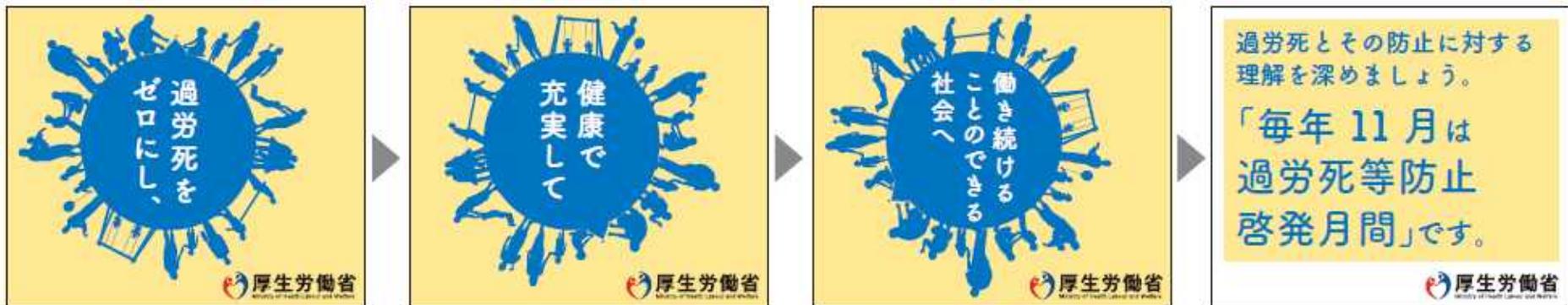
## 3 新聞広告の掲載

- 掲載紙：全国紙5紙等
- 掲載時期：
  - ・ 全国紙4紙  
11月第1週及び第3週に各1回
  - ・ 全国紙1紙等  
11月第1週に1回



## 4 WEB広告の掲載

- 掲載媒体：Yahoo!/Google ディスプレイネットワーク
- 掲出回数：40,000,000imp
- 掲載期間：11月～3月18日（予定）



# (1) 国民に向けた周知・啓発(その4)



## 安全衛生に関する優良企業公表制度

～ 労働安全衛生対策を頑張っている企業を応援 ～



### ○制度の概要

労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のHP等により、広く企業名を公表する制度

### ○実施日

平成27年6月1日から実施

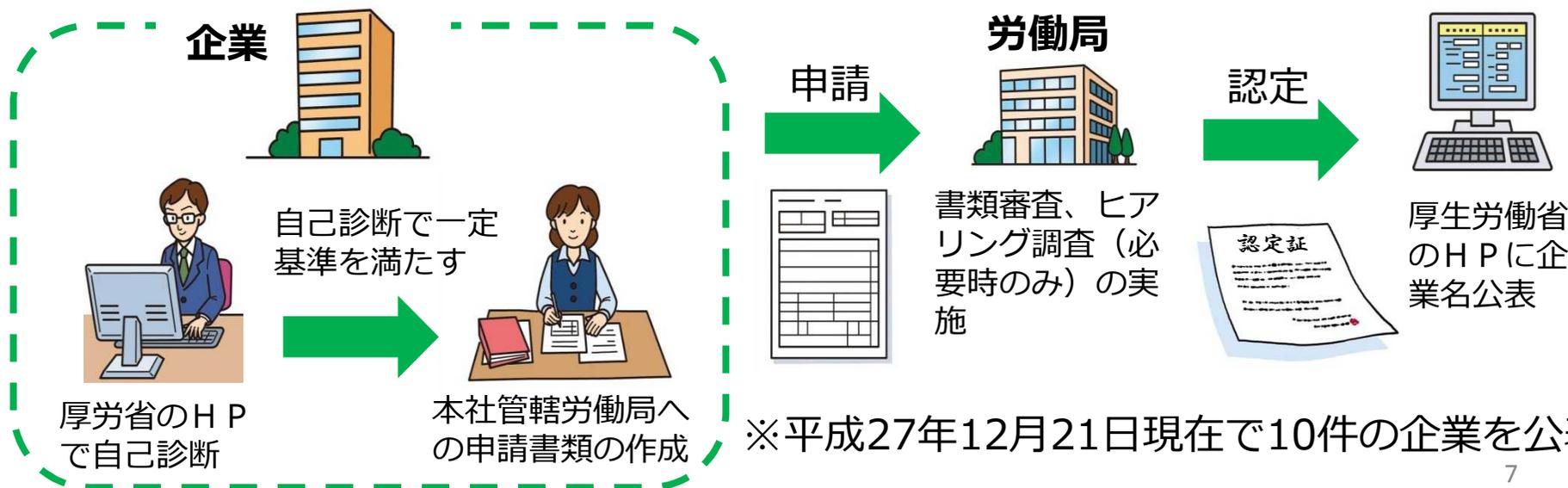
### ○認定企業におけるメリット

- ・健康・安全・働きやすい優良企業であることのPR
- ・求人情報に記載しPR
- ・優良マークを広報、商品に使用

#### <安全衛生優良企業評価基準>

- ・労働安全衛生の組織体制があり、全社的取組がなされていること
- ・従業員の健康保持増進の措置を行っていること
- ・従業員のメンタルヘルス対策を促進していること
- ・従業員の過重労働対策を促進していること
- ・（危険作業がある業種は）安全活動が実施されていること

### ○制度の流れ



※平成27年12月21日現在で10件の企業を公表。

## (2) 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発

### ○ 大学・高校等における労働条件に関するセミナーの開催

労働基準関係法令にあまり馴染みのない大学生や高校生等の若者を対象に、働く際に知っておきたい労働基準関係法令に関する基本的な知識を分かりやすく解説

【実績】（平成26年度）

■実施校数：42校 ■実施回数：44回 ■参加者数：約4,000人（\*数値は延べ数）

【今後の実施予定】（平成27年度（11月16日現在））

■セミナー実施予定校数：47校（大学33校、高校14校） ■実施予定回数：47回

■高校への講師派遣：101回（10月以降、順次実施予定）

### ○ 中学校、高等学校等への講師派遣

若い頃から、労働条件をはじめ労働関係法令に関する理解を深めるため、中学校や高等学校等から要請があった場合に、労働関係法規等の講義の講師として、都道府県労働局より講師を派遣。

大綱の策定を踏まえ、改めて文科省に対し、都道府県教育委員会等への周知を依頼。  
（平成27年10月2日付け）

【実績】（平成26年度）

■実施校数：122校

### (3) 長時間労働の削減のための周知・啓発

#### 「過重労働解消キャンペーン」(11月)における重点監督等の実施

##### (主な実施事項)

##### (1) 労使の主体的な取組の促進

キャンペーンの実施に先立ち、労働基準局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、厚生労働大臣名による協力要請を実施。

##### (2) 重点監督の実施

- i 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ii 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等(※)  
を対象に、労働時間、賃金不払残業、労働時間の適正な把握、長時間労働者に対する医師による面接指導等について確認する重点監督を実施。  
また、重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表。

※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまでハローワークにおける職業紹介の対象としない。

##### (3) 電話相談の実施

11月7日に全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施。

※ 本資料P18参照

##### (4) 企業における自主的な過重労働防止対策の推進

事業主、労務担当責任者などを対象に、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施。

※ 本資料P10参照

## (4) 過重労働による健康障害防止に関する周知・啓発

### 事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの実施

(実施回数等)

- ・ 全国26ヶ所において33回実施  
(東京6回、大阪3回、その他の地域各1回)
- ・ 10～12月に実施

(主な内容)

- ・ チェックシートによる自社分析
  - ・ 過重労働の現状と企業経営に与える影響
  - ・ 過重労働防止対策に必要な知識
  - ・ 陥りがちな違法行為
  - ・ 取組事例
- 等

### 労働条件ポータルサイトの設置(平成26年11月23日～)

(主な掲載内容)

- ・ 労働条件問題に関する法令・制度
- ・ 労働条件問題に関するQ&A
- ・ 労働条件問題に関する重要な裁判例
- ・ 行政の取組
- ・ 相談機関
- ・ 関連パンフレット・リーフレット等

(アクセス件数)

約11万回(平成27年4月～平成27年10月)

厚生労働省  
平成27年度厚生労働省委託事業

### 過重労働解消のためのセミナー 社員の働き過ぎは 本当に会社のためになるのか? ～無くそう!長時間労働～

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組を進めることが重要です。本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

**参加費 無料**      **各回定員 100名**  
※先着予約(15名程度)

**対象** 事業主の方、企業の人事労務担当者の方など  
**内容** 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など  
**申込方法** 本紙裏面のFAX申込書または専用ウェブサイト

プログラム	講 義 目 的	プログラム(1時間程度を予定しています)
開 始	セミナー概要、配布資料の確認	開演の挨拶・議題紹介
演 講	チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、過重労働防止対策のポイントを効果的に学習するよう、自社の「過重労働状況」を分析
講 義	(1) 過重労働の現状と企業経営に与える影響	脳・心臓疾患、精神障害の発生リスクから見る、過重労働の現状を認識、過重労働防止対策に取り組むべき場合に、どのような影響があるかを紹介・解説
	(2) 過重労働防止対策に必要な知識	労働基準法(労働時間・休憩)の改正や労働者の健康を守るための取組が求められること、過重労働防止対策に取り組む上で、事業主が人事労務担当者が必要とすべき役割を解説
	(3) 陥りがちな違法行為	典型的な違法事例である「(違法な時間外労働)」「(規定外労働)などの身元不明労働」、「(過重労働による健康障害防止措置)の不実施」などを紹介・解説
	(4) 事業主等に求められる役割	過重労働防止対策に取り組む上で、事業主と人事労務担当者が必要とされる役割を解説
	(5) 過重労働防止に向けた取組事例の紹介	過重労働防止に向けた取組事例の紹介・解説
ま と め		質疑・アンケートの記入および閉幕

### 労働条件を 確かめてみませんか?

働くときに  
知っておきたい  
ルールがあります

確かめよう 労働条件 検索

さあ、検索!

アルバイトをする前に  
知っておきたい  
ポイントは?

労働条件の  
相談窓口は?

厚生労働省

携帯専用  
スマホでも

## (5) 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進(その1)

### ○ 働き方改革の一層の推進

#### ◆ 本省と都道府県労働局が連携して、下記の取組を実施

- ① 企業の自主的な働き方の見直しの推進
- ② 地域における働き方改革の気運の醸成
- ③ 都道府県労働局と地方公共団体の連携 等

働き方改革の実施には、労働基準法の遵守を超えた、働き方そのものの見直しが必要で、企業トップの強いリーダーシップが不可欠。

#### 本省幹部による**業界の** リーディングカンパニーへの訪問

- ☞ 平成27年10月末現在54社（\*）を訪問  
\* 日新火災、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックスなど
- ☞ 引き続き、働きかけを実施

#### 都道府県労働局長による**地域の** リーディングカンパニーへの訪問

- ☞ 平成27年9月末までに、全国で約600社を訪問
- ☞ 都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置（前述）  
\* 全局に本部を設置し、自治体・労使団体と連携の上、働き方改革を推進
- ☞ 管内の企業トップへの働きかけを実施

#### ◆ 先進的な取組事例等について、**ポータルサイトを**活用して**情報発信**（平成27年1月30日開設）

- ☞ **企業**が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、その結果に基づき対策を提案
- ☞ **社員**が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、自らの働き方・休み方を振り返る機会を提供
- ☞ 地方公共団体における働き方改革の取組事例（知事等のメッセージや宣言など）を掲載

働き方改革について、地域の実情に応じた取組を全国で働きかけ

(5) 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進(その2)

○ 年次有給休暇取得促進期間の実施

【実施状況】

- **10月**を「**年次有給休暇取得促進期間**」とし、来年度の年次有給休暇の計画づくりの時期を捉えた集中的な広報を実施

<実施事項>

- ・ 都道府県、労使団体（219団体）に対する周知依頼
- ・ 専用WEBページの開設 ・ インターネット広告
- ・ ポスターの駅貼り広報（940箇所）
- ・ 厚生労働省メールマガジン、月刊誌『厚生労働』による広報など

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



○ 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進

【実施状況】

- 地域において、関係労使、自治体、NPO等が**協議会**を設置。地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、**地域の休暇取得促進の気運**を醸成

静岡県、同島田市・川根本町	「県民の日」（8月21日）をはじめとする8月の期間に合わせた取組
熊本県人吉市	「おくんち祭」（10月9日）に合わせた取組
愛媛県新居浜市	「新居浜太鼓祭り」（10月15日～18日）に合わせた取組
埼玉県秩父地域	「秩父夜祭」（12月3日）をはじめ、秩父地域の秋の紅葉、冬の氷柱などのイベントに合わせた取組
山形県新庄市	毎年実施される「新庄まつり」をはじめ、新庄・最上地域のイベントに合わせた取組

## (6) メンタルヘルスケアに関する周知・啓発

労働者の心の健康づくりを推進するため、労働安全衛生法第69条に規定する措置（健康の保持増進）として事業場が取り組むべき事項を指針として示すとともに、事業場の取り組みを支援するための事業を実施。

### 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」 の策定

(平成18年公示第3号)

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が公表した指針。  
メンタルヘルスケアの原則的な実施方法を定めている。

- 衛生委員会等での調査審議  
(心の健康づくり計画等)
- 事業場内体制の整備  
(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任)  
(セルフケア、ラインによるケア、産業保健スタッフ、外部機関)
- 教育研修の実施  
(一次予防)
- 職場環境等の把握と改善  
(一次予防)
- 不調の早期発見・適切な対応  
(二次予防)
- 職場復帰支援  
(三次予防)

### 事業場の取組を支援する施策

#### I 都道府県労働局・労働基準監督署による 事業場に対する指導等の実施

- メンタルヘルス対策の具体的な取組について産業保健総合支援センターと連携した指導・助言

#### II 全国の「産業保健総合支援センター」による 事業場の取組支援

- 事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
- 個別事業場に訪問し助言・指導の実施  
※3,977件（平成27年4月～10月）
- 職場の管理監督者に対する教育の実施  
※2,774件（平成27年4月～10月）
- 職場復帰支援プログラムの作成支援

#### III その他メンタルヘルス対策の実施

- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供  
※アクセス件数：約317万件（平成27年4月～11月）
- 働く人のメンタルヘルス不調等による健康障害に関する電話相談の受付「こころほっとライン」  
※1,241件（平成27年9月～11月）
- 産業医等に対する研修の実施  
※2,930件（平成27年4月～10月）

# ストレスチェック制度の創設（安衛法第66条の10）

## ストレスチェックの実施等が事業者の義務となる

■ 施行日 **平成27年12月1日**

本制度の目的

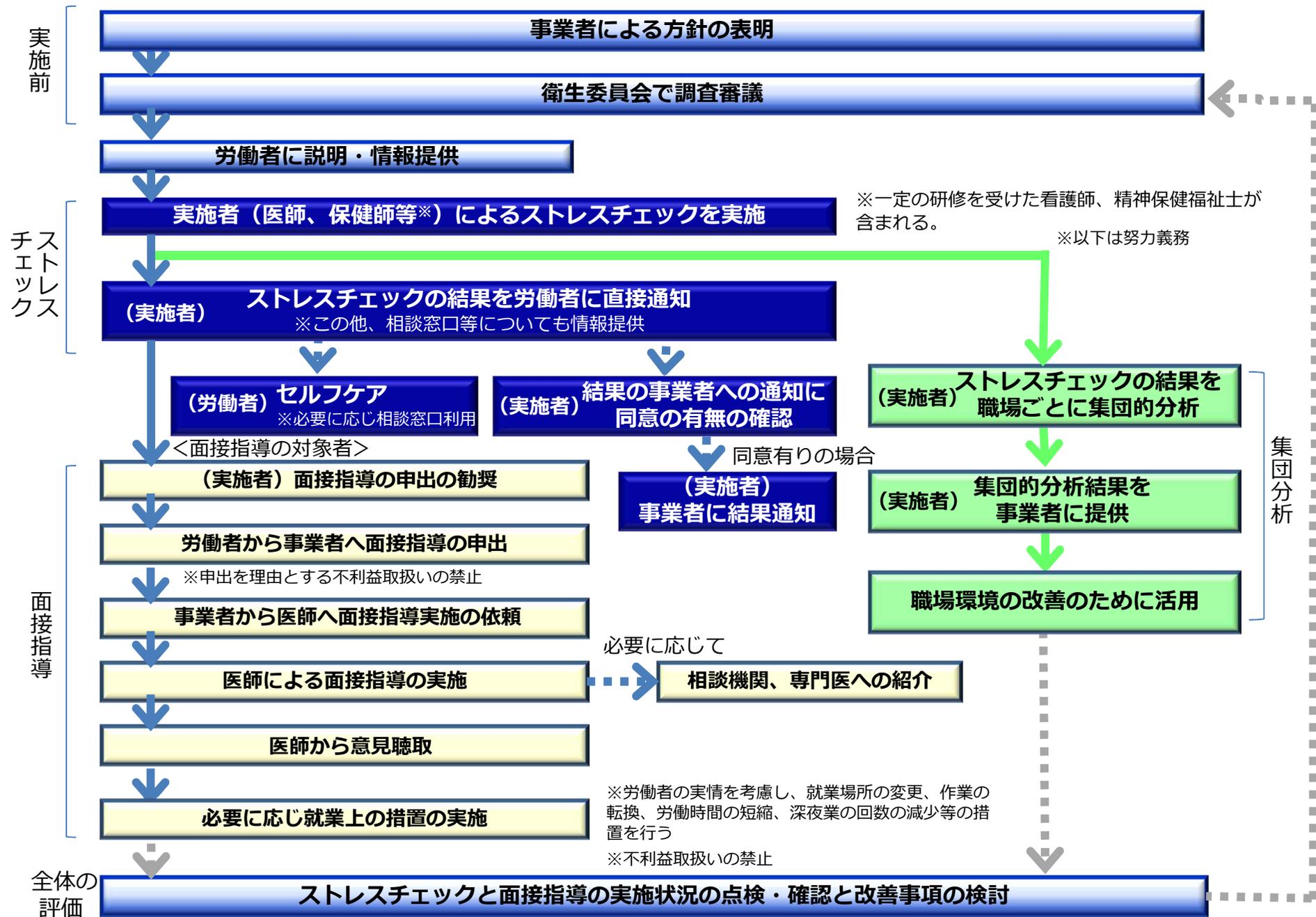
- ・一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

- **常時使用する労働者に対して、1年に1回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。**

**（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）**

- **検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者を提供することは禁止されます。**
- **検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。**
- **面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。**

# ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



## (7) 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発

### ○ 広く国民及び労使への周知・広報

- ・ ポータルサイト「あかるい職場応援団」サイトの運営
  - パワーハラスメントの定義についての解説や関連する裁判例・企業の取組を紹介
  - アクセス件数(訪問者数)は約 55.4 万件(平成27年4月～平成27年9月)
- ・ ポスターやリーフレット等を作成し、全国の行政機関・公共交通機関等で掲示・配布
- ・ 「週刊 東洋経済」「週刊エコノミスト」「SPA！」など多様な雑誌への広告を掲載

### ○ 労使の具体的な取組の促進

- ・ 企業向けセミナーの実施
  - 企業の人事労務担当者等を対象に、パワーハラスメント対策導入マニュアルを活用し、具体的なパワーハラスメント対策の導入方法を解説。
  - 全都道府県において63回実施予定(平成27年7月～平成28年2月)
- ・ パワーハラスメント対策導入マニュアルの充実・改訂
  - 現行のマニュアルのうち、企業での相談対応の方法をより具体化し、充実を図るため、改訂を実施予定。

(参考) パワーハラスメント対策導入マニュアルの内容

パワーハラスメント対策の7つのメニューについてポイントを解説をしている。

- ①企業トップからのメッセージの発信、②社内ルールを作成、③従業員アンケートによる実態把握、④研修の実施、⑤会社の方針の社内周知、⑥相談窓口の設置、⑦再発防止の取組

## (8) 商慣行等も踏まえた取組

### 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」について

#### 1. 趣旨・経緯

- 長時間労働の実態が見られるトラック運送業について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、当該業界における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。
- 今国会提出中の労働基準法改正法案において、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の中小企業への猶予措置を廃止(25%→50%、平成31年4月適用)することに対応するもの。  
※厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会が共同して協議会の運営に関する事務を行う。

#### 2. メンバー

- ・野尻 俊明(流通経済大学学長)
- ・齊藤 実(神奈川大学教授)
- ・松島 茂(東京理科大学専門職大学院教授)
- ・一般社団法人 日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会
- ・日本機械輸出組合
- ・公益社団法人 全日本トラック協会
- ・日本通運株式会社
- ・トヨタ自動車株式会社
- ・三菱商事株式会社
- ・日本労働組合総連合会
- ・全日本運輸産業労働組合連合会
- ・全国交通運輸労働組合総連合
- ・国土交通省
- ・厚生労働省
- ・経済産業省
- ・中小企業庁

- なお、地方協議会については、中央協議会に準じた体制とし、各都道府県の実情に応じたものとする。

#### 3. 今後のスケジュール

- 中央協議会(平成27年5月に第1回、同年11月に第2回を実施)。地方協議会(同年8月までに全都道府県で立ち上げ)
- 割増賃金引上げの施行予定日(平成31年4月)までに4半期～半年に1回程度の開催
- 今後、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定等を実施予定

### 3 相談体制の整備等

#### (1) 労働条件に関する相談窓口の設置

##### ① 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

- 平日夜間・土日に、労働条件に関して無料で相談を受け付け  
0120(フリーダイヤル)－811(はい!)－610(労働)  
月・火・木・金17:00～22:00、土・日10:00～17:00

##### ② 過重労働解消相談ダイヤル

- フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を実施  
実施日時 : 11月7日(土) 9:00～17:00  
フリーダイヤル: 0120(794)713(なくしましょう 長い残業)

##### ③ 相談受付件数等

相談件数	過重労働解消相談ダイヤル	労働条件相談ほっとライン	合計
	488件	16,788件	17,276件
(主な相談内容)			
長時間労働・過重労働	236件	690件	926件
賃金不払残業	218件	1,250件	1,468件
休日・休暇	40件	1,366件	1,406件

\* ①の労働条件相談ほっとラインの4月1日～11月7日分、②の過重労働解消相談ダイヤル(11月7日実施)の相談件数を集計したもの

## (2) メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置

### ○ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」メール相談窓口の設置 (平成26年度～)

職場における心の健康問題に関する様々な質問・相談に対応するため、メール相談窓口を設け、事業者、産業保健スタッフ、労働者等からの電子メールによる相談に対し、産業カウンセラー等の専門家が対応するサービスを実施

【相談実績】 4,566件(平成27年4月～同年11月)

### ○ 働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口 「こころほっとライン」の開設 (平成27年9月～)

メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策に関することについて、全国の労働者等からの電話相談に応じる窓口「こころほっとライン」を開設

【専用ダイヤル】0120-565-455

【受付日時】月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00(祝日、年末年始を除く)

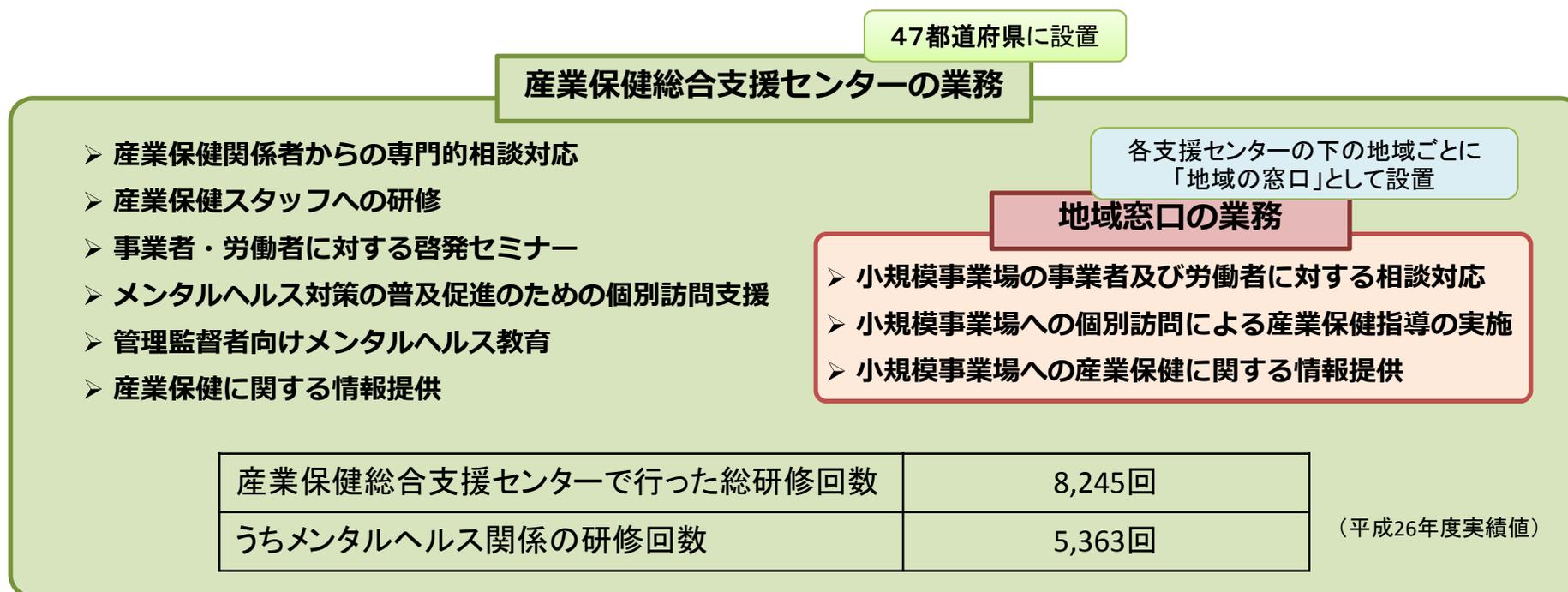
【対象者】労働者やその家族、企業の人事労務担当者など

【相談実績】 1,241件(平成27年9月～同年11月)

### (3) 産業医等相談に応じる者に対する研修等

#### (産業保健活動総合支援事業)

労働者の健康確保のため、事業者及び産業保健関係者に対するメンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する研修等の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等を行うことにより、事業場の産業保健活動を支援。



## 4 民間団体の活動に対する支援

### (1) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催(その1)

- 全国29ヶ所において、過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議など民間団体と連携してシンポジウムを開催  
(参加人数 2,951人(12月21日現在))

開催地	開催日	開催時間	会場
北海道	11月21日(土)	14時00分～16時30分	自治労会館 大ホール
宮城	11月12日(木)	18時30分～20時30分	エルパーク仙台 スタジオホール
秋田	11月24日(火)	14時00分～17時00分	ホテルメトロポリタン秋田 グランデA
栃木	11月14日(土)	13時00分～16時30分	栃木県弁護士会館
埼玉	12月 7日(月)	13時00分～17時00分	さいたま共済会館
千葉	11月25日(水)	13時30分～16時30分	京葉銀行文化プラザ音楽ホール
東京	11月19日(木)	13時00分～16時00分	イイノホール
神奈川	11月 1日(日)	13時30分～16時30分	神奈川県民ホール 大会議室
石川	11月14日(土)	13時30分～16時30分	労済会館 ホール
福井	11月21日(土)	13時30分～16時30分	フェニックスプラザ 地下大会議室A
山梨	11月29日(日)	13時30分～16時30分	山梨地場産業センター二階会議室
長野	11月28日(土)	13時30分～16時30分	長野県教育会館ホール
静岡	11月27日(金)	18時00分～20時30分	静岡県男女共同参画センターあざれあ大会議室

## (1) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催(その2)

開催地	開催日	開催時間	会場
愛知	11月23日(月祝)	13時00分～16時00分	名古屋国際センターホール
三重	11月14日(土)	13時00分～16時00分	じばさん三重 大研修室
滋賀	11月23日(月祝)	13時30分～16時30分	大津市旧大津公会堂ホール
京都	11月 3日(火祝)	13時30分～16時40分	京都テルサ 大会議室
大阪	11月 9日(月)	14時00分～17時00分	コングレコンベンションセンター ルーム1,2,3
兵庫	11月13日(金)	18時00分～20時30分	神戸市教育会館大ホール
奈良	11月17日(火)	13時30分～16時30分	奈良商工会議所 大ホール
和歌山	11月24日(火)	14時00分～17時00分	ビッグ愛 1F 大ホール
鳥取	11月22日(日)	13時30分～16時00分	とりぎん文化会館 第2会議室
島根	11月21日(土)	13時30分～16時00分	島根県市町村職員共済組合宿泊所 ホテル白鳥
岡山	11月28日(土)	13時30分～16時00分	岡山市勤労者福祉センター 大会議室
広島	11月14日(土)	13時30分～15時10分	広島YMCA国際文化ホール
愛媛	11月10日(火)	18時00分～20時00分	コムズ大会議室
福岡	11月21日(土)	13時30分～16時30分	福岡商工会議所
大分	1月17日(日)	13時30分～16時00分	ホルトホール大分
宮崎	11月 6日(金)	18時00分～20時00分	宮日会館 大ホール